

新型コロナウイルス感染防止対策

新型コロナウイルス感染防止対策

1. 概要
2. 基本方針
3. 感染防止対策
4. 感染の疑いがある場合の対応

【参考資料】

- 新型コロナウイルスの受診の考え方
- 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例



株式
会社

大野建設

新型コロナウイルス感染防止対策

(株) 大野建設

【1. 概要】

本書は、新型コロナウイルス感染防止対策について、(株)大野建設が実施する事項について示したものである。また、この事項は、基本であり、各現場に適合した対策を実施しても良い。

【2. 基本方針】

新型コロナウイルス感染防止対策の基本方針は、厚生労働省が提唱する「三密」(密集、密閉、密接)を避けることを基にし、下記の事項に対して行う。

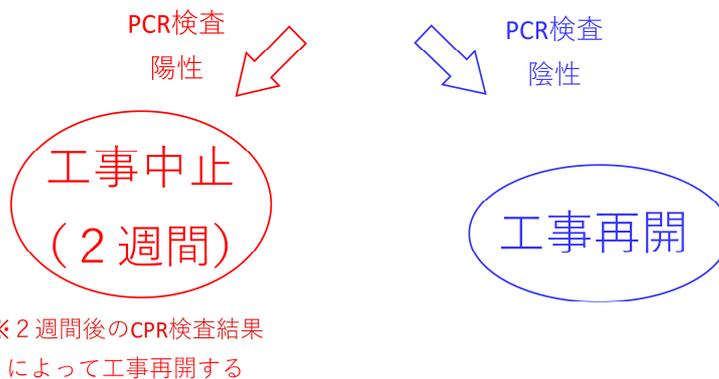
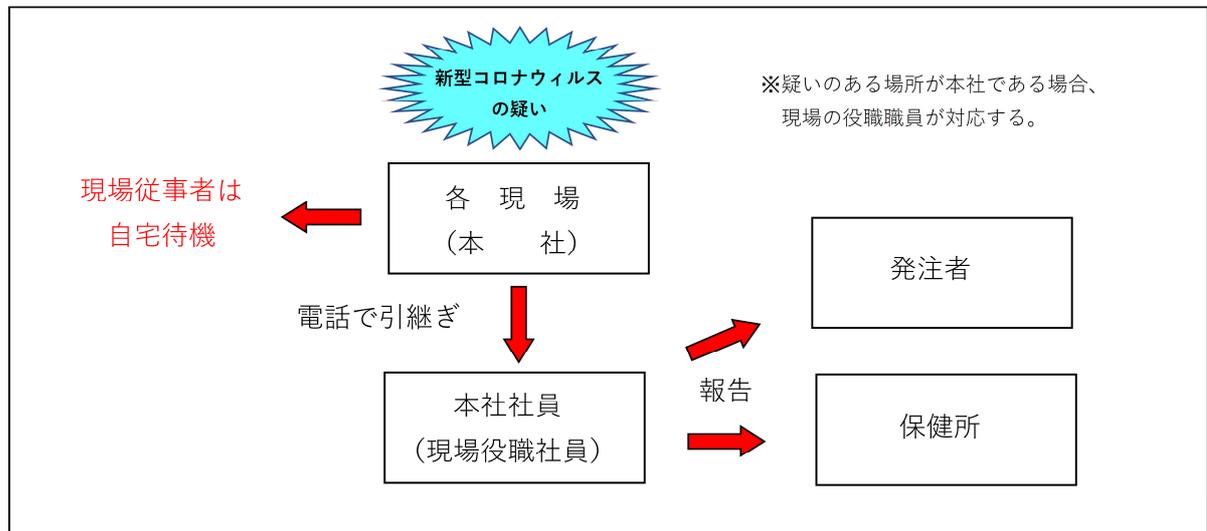
- 換気の徹底等
- 接触感染の防止
- 飛沫感染の防止

【3. 感染防止対策】

- (1) 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上、窓を全開して換気を行う。複数の窓がある場合、二方向の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。
- (2) 物品・機器等(例:電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等)については複数人での共用をできる限り回避する。
- (3) せっけんによるこまめな手洗いを徹底する。
- (4) 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請する。
- (5) マスクをし、咳エチケットを徹底する。
- (6) 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をする。
- (7) 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持(1メートル以上)する。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける(2メートル以上)。
- (8) 外来者、顧客・取引先等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離(2メートル以上)を取る。
- (9) 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮すること(出勤前の体温測定)

【3. 感染の疑いがある場合の対応】

本社・各現場内で新型コロナウイルスに感染の疑いが出た場合、濃厚接触者は、自宅待機とし、濃厚接触者以外の社員が発注者や各関係機関に連絡～対応（現場事務所の消毒など）する。



新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときの相談・受診の考え方

症状が出現

風邪や発熱などの症状がある場合には、不要不急の外出をしない

<p>一般の人 風邪症状や37.5℃以上の発熱が、4日以上継続。</p>	<p>重症化リスクの高い人・妊婦 肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また高齢者、基礎疾患のある方は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談。</p>	<p>小児 小児科医による診察が望ましい</p>
---	--	-------------------------------------



公的検査機関 PCR等検査 民間検査機関



新津保健所	五原市、阿曽町	0250-22-5174	0250-22-5188
-------	---------	--------------	--------------

新潟市保健所 保健管理課	新潟市	025-212-8194	025-246-5672
--------------	-----	--------------	--------------

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1) 咳エチケットの徹底について		
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 手洗い等の徹底について		
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) その他の対策について		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
2 クラスターの発生防止のための対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空調設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善		
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ	
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ	
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ	
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ	
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ	
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
(4) 近距離での会話や発声の抑制		
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ	
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
3 風邪症状が出た場合等の対応		
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ	
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応		
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
(2) 陽性者等が出た場合の把握		
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ	
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
(3) その他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
5 感染防止に向けた行動変容		
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ	
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



次亜塩素酸水

次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行
(室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて
建設作業所などで注意すること
 ~みんなが気持ちよく働ける環境づくり~

3密を回避しよう!

- ①換気の励行（打合せ時、作業時、休憩時、車内など）
- ②換気設備の点検実施
- ③他の人との距離を2m以上に保つ
- ④休憩時間をずらして部屋の密度を下げる
- ⑤会議・打合せの内容見直し（要点をまとめる、手短な挨拶、人数調整）

衛生管理を徹底しよう!

- ①手洗い・うがい・マスク着用の励行
- ②現場入場前の検温（37.5℃以上の場合は入場禁止）
- ③アルコール消毒液の設置と不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒
- ④作業従事者の健康状態を把握
- ⑤基本的な生活習慣の指導（喫煙、悪飲暴食、睡眠不足などの見直し）

報告・連絡体制を万全にしよう!

- ①連絡体制の整備（指揮系統の確立、報告の義務化など）
- ②発注者との円滑なコミュニケーションを心がける
- ③IT機器の活用（WEB会議、遠隔現場など）
- ④管轄の公的相談窓口の把握（保健福祉事務所など）

新型コロナウイルス
 避けるべき **3密**

密閉 空間
密集 場所
密接 場面

決して対岸の火事ではありません。すぐ、そこにある脅威として、認識、自覚のもと行動しましょう。

【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

新型コロナウイルス対策
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」
 の3つの密を避けよう!!

新型コロナウイルス対策
作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

作業所での新型コロナウイルス対策 **10**か条

- 1 対策奨励ポスターの掲示**
- 2 作業員の体調管理**
※入場前に体温計37℃以上の作業員は検定、経過観察
 ※且新型コロナウイルス対策マニュアルの習熟、指導
 ※出勤前の体温測定
- 3 タッチ&コールなどの接触型安全対策の自粛**
- 4 災害禁止協議会などの集合型会議の分散化**
※人数に応じて分散し実施
 ※中止の場合は利用履歴を事務局に報告する
- 5 地下空間などの換気の悪い場所での朝礼、打ち合わせの禁止**
※打込用により非集合型朝礼及び打ち合わせの励行
- 6 各種外部会議は原則スクリーン会議での実施**
- 7 派遣職員、職員においてもテレワーク、時差出勤などの励行**
- 8 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の実施及び時間差利用の検討**
- 9 ハンドソープ、うがい薬などの配置手洗い・うがいの励行**
- 10 4週8休、不要な残業の防止により健康的な体調管理を励行**

(((感染症防止 5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に!
- ・ 十分とろう 睡眠は!
- ・ 毎朝検温 忘れずに!
- ・ 人混み避けよう! マスクせよ!
- ・ 必ず換気 休憩所!

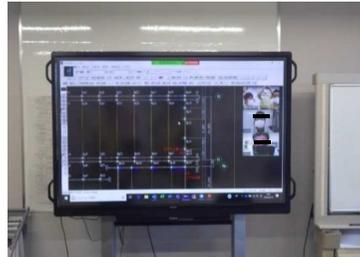


【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



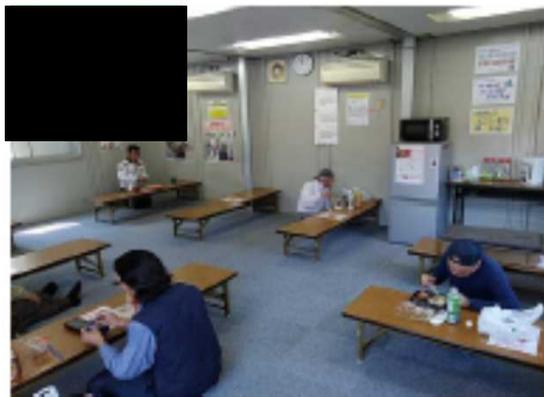
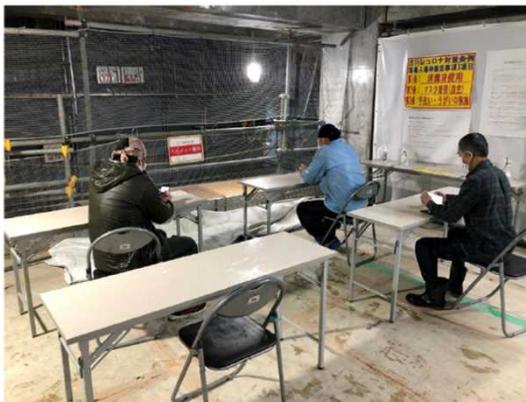
対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水対応の加湿器を使用し空気を殺菌

【建設現場『三つの密』の回避等】

食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保



施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用



昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事でも密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



携帯Webカメラ着用状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



テレワークでの現場確認状況



作業場所での手洗い励行



テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する